

実施事業	実施内容	平成28年度の分析結果による事業の対象者数	事業実施時に必要な個人情報
1 糖尿病性腎症重症化予防事業	<p>糖尿病性腎症の重症化予防を目的に、厚木医師会加入の医療機関で治療中の患者から対象者を特定し、患者本人の参加同意と主治医の指示（同意）に基づき、専門職による面談指導と電話指導を実施する。</p>	<p>糖尿病性腎症病期 II期 2,566人 III期 1,761人</p>	<p>対象者を特定するため、特定健康診査の健診結果及びレセプトの分析から糖尿病性腎症患者であること、また、病期を推測する必要がある。 対象者特定後、対象者が通院中の医療機関の主治医へ情報提供する。 その後、基準に基づき、主治医が事業参加者を選出する。</p>
2 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業	<p>生活習慣病治療中断者の減少を目的に、かつて生活習慣病の治療を受けていたにもかかわらず、一定期間、医療機関の受診が確認できず、治療を中断している可能性のある対象者を特定し、医療機関へ受診を促す通知を本人宛に発送する。 また、保健師から現在の健康状態に関する相談と医療機関への受診を促す電話を行う。</p>	<p>生活習慣病治療中断者 312人</p>	<p>対象患者を特定するため、レセプトの分析から生活習慣病（高血圧、脂質異常症、糖尿病）患者であること、また、通院歴の有無を確認する必要がある。 対象者特定後、本人宛の通知送付及び電話による保健指導を実施する。</p>
3 健診異常値放置者受診勧奨事業	<p>特定健診の受診後、その結果に異常値があるにもかかわらず、医療機関での受診をせず放置している方の減少を目的に、医療機関の受診が確認できない対象者を特定し、医療機関へ受診を促す通知を本人宛に発送する。 また、保健師から現在の健康状態に関する相談と医療機関への受診を促す電話を行う。</p>	<p>健診異常値放置者 869人</p>	<p>対象者を特定するため、特定健康診査の健診結果及びレセプトの分析から検査結果の数値異常者であること、また、通院歴の有無を確認する必要がある。 対象者特定後、本人宛の通知送付及び電話による保健指導を実施する。</p>
4 受診行動適正化事業（重複服薬）	<p>重複服薬者の減少を目的に医療機関への不適切な受診により重複して服薬している対象者を特定し、適正な医療機関へのかかり方についての通知を発送する。</p>	<p>重複服薬者 1,386人</p>	<p>対象者を特定するため、レセプトの分析から服薬情報を確認する必要がある。 対象者特定後、本人宛の通知送付及び電話による保健指導を実施する。</p>